

「義務教育費国庫負担制度」復元と拡充に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政力の差によって教育水準に差が生じないよう国が地方自治体と責任を分担しながらも、最終的には国の責任において教育の機会均等を確保し、教育水準の維持・向上を図っていく制度であり、教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担率が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体独自で学級編制基準の引下げを含めた少人数教育を推進することには限界がある。

地方自治体の財政力や保護者の所得の差によって、子どもたちが受ける教育水準に格差があつてはならない。教育は未来への先行投資であり、義務教育費国庫負担制度は、子どもたちがどこで生まれ育っても、良質な教育が受けられることを保障するものである。

よつて、政府におかれては、下記項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、O E C D諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

日 田 市 議 会